災害時における帰宅困難者の一時滞在施設及び 駐車場の一時使用に関する協定

江戸川区(以下「甲」という。)と株式会社Wガーデン(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

- 第1条 本協定は、以下の各号に掲げる事項について定めることを目的とする。
- (1)江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙の所有又は使用・賃借する施設の一部を、帰宅困難者の一時滞在施設として利用すること。
- (2)江戸川区内で大規模な洪水、高潮、豪雨が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「水害時」という。)において、甲が乙の所有又は使用・賃借する施設の駐車場を、車両待避場所として一時的に使用すること。

(定義)

- 第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1)災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害 が発生した場合、その他同号に規定する災害に準じるものとして区長が認めた場合をいう。
- (2)帰宅困難者 交通が途絶し、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、 観光客等のうち、容易に帰宅することができない者をいう。

(協力要請)

- 第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力 を要請することができる。
- (1)災害時における帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供
- (2) 一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対する水、食料等の備蓄物資の提供
- (3)水害時における車両待避場所の提供
- (4) その他甲の要請により、乙が応じられる事項
- 2 前項第1号及び第2号、第3号で乙が提供する施設は次のとおりとする。なお、帰宅 困難者の受入れ可能人数の目安は、設置座席等の受入れスペースを配慮し決定する。

名称	所在地	使用箇所	受入れ可能人数
WESTERN葛西	江戸川区中葛西三丁目34番13号	1階客室(719㎡)	5 0 0人
WESTERN西葛西	江戸川区西葛西五丁目6番1号野口ビル1F	1階客室(311㎡)	2 1 6人
		2階客室(231㎡)	143人
WESTERN一之江	江戸川区一之江三丁目1番16号	1階客室(306㎡)	200人
		2階客室(238㎡)	133人
WESTERN環七	江戸川区南葛西四丁目1番8号	1階客室(780㎡)	5 4 4人

名称	所在地	使用箇所	収容可能台数
WESTERN環七	江戸川区南葛西四丁目1番8号	立体駐車場2階	20台
		(4 4 0 m²)	

3 第1項の規定による要請は、原則として施設等使用要請書(第1号様式)により行う ものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに 書面を提出するものとする。

(管理運営)

- 第4条 乙が前条第1項の規定に基づいて提供した施設の管理運営は、甲の責任において 行うものとする。
- 2 施設の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(開設期間)

- 第5条 第3条第1項(1)及び(2)の要請により施設を開設した場合の開設期間は、 要請を受けたときから公共交通機関が再開するまでとし、最長3日までとする。ただし、 状況により期間を延長する必要が生じた場合、甲は乙と協議の上、その旨を乙に要請を するものとする。
- 2 第3条第1項(3)の要請により施設を開設した場合の開設期間は、要請を受けたと きから洪水警報・高潮警報・大雨警報の解除等により水害による被害のおそれがなくな るまでの間又は水害が発生したときから水害が収束するまでの間とする。

(施設の終了)

第6条 甲は、第3条第1項の規定に基づいて使用した施設について、その使用を終了するときは、乙に施設等使用終了届(第2号様式)を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

- 第7条 第3条第1項の規定による甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。
- (1) 一時滞在施設の管理運営に係る光熱費等
- (2)その他甲乙協議の上、必要と認める費用
- 2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(請求及び支払)

- 第8条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、施設等使用費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。
- 2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

- 第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれから も協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以 後も同様とする。
- 2 乙が賃借している施設において、本協定の有効期間内に、乙と所有者との賃貸借契約

が満了または解約となった場合、本協定は賃貸借契約満了又は解約による明渡日をもって終了する。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、 決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年2月22日

- 甲 東京都江戸川区中央一丁目 4 番 1 号 江戸川区長 斉藤 猛
- 乙 東京都江戸川区中葛西三丁目34番13号 株式会社Wガーデン 代表取締役 阿部 圭太